

大阪市港湾施設条例・案件「立入禁止区域の指定について」の経過報告

- ◎ H19年 8/25（土）大阪北港にて一般の釣り人による、落水死亡事故が起きる。
↓
- ◎ 8/26（日）、開催される予定であった「茅渚関西連合 第14回大会 in 大阪北港」を急遽中止、同日、緊急総会を開催し、参加者全員（約120名）で安全に対する話し合いを実施する。
↓
- ◎ 同日、「たまや渡船」・店主、他（茅渚関西連合（以降、「関連」と称す）・理事含む）で事故当事者の自宅を訪問し、謝罪及び事故状況と、今後の安全対策に対して報告し、故人の冥福を祈る。
↓
- ◎ 8月下旬、故人が参加した講習会（「関連」加盟クラブ主催）関係者が、故人宅を訪問し、冥福を祈る。
↓
- ◎ 8月事故後～9月中旬、「たまや渡船」は事故発生から自主的に休業し（15日の休業）、安全対策として出来る事について考えた結果、人命救助に役立つ救命具（ロープ、救命浮環、ステンレス製梯子・ステップ等）を、店主、関連、他で各釣り場に据え付ける。
↓
- ◎ 「たまや渡船」店内、船内に張り紙（注意喚起事項記載）を掲示すると共に、渡船券・裏へ安全に対する呼び掛け、責任明示を追記する。
↓
- ◎ 9月中旬、「たまや渡船」は、渡船業の許可を出している「大阪府環境農林水産部・水産課指導・調整グループ」に対して、事故後の安全措置等を報告し、渡船を再開する。
↓
- ◎ 10月中旬、大阪市港湾局から「夢洲の立ち入り禁止に関する通知」（地図）が、渡船店（矢沢、たまや）に郵送される。
↓
- ◎ 事故後から、大阪市港湾局による夢洲の各所に対して、立ち入り禁止を表すペイント表示、立て札、柵の取り付けなどが行われる。
↓
- ◎ 10月、故人の両親及び弁護士による、事故現場周辺の現場確認が行われる。
↓
- ◎ H20年 3/14、故人の父親が三者（大阪府知事、大阪市長、渡船店）に対して、総額1000万円の損害賠償を求めた民事裁判を提訴する。

↓

- ◎ H20年3月、大阪市港湾局が市議会港湾委員会において、大阪港における SOLAS 条約による立入禁止区域以外の地域をすべて、大阪市港湾管理条例による「立入禁止場所に指定」し、これを破ったものについては、罰金 5 万円など罰則を決めた。(ただし、この時点ではまだ市長の了承はなく、パブリックコメントを実施した上で、直ちに施工との事)

↓

- ◎ 7/18 (金)「矢沢渡船」に、大阪市港湾局の担当者が、「立入禁止問題」について口頭説明に行く。

↓

- ◎ 「矢沢渡船」から「たまや渡船」、「丸高渡船」に連絡が入る。

↓

- ◎ 7/21 (月)「矢沢渡船」から「大阪府釣り団体協議会」(以降、「大釣り協」と称す)に、連絡が入る。

↓

- ◎ 同日、「大釣り協」から「全日本釣り団体協議会」(以降、「全釣り協」と称す)、「関連」に連絡が入る。

↓

- ◎ 同日、「関連」から各理事、役員、関係者、一部メーカー(メディアを除く)に連絡する。

↓

- ◎ 7/22 (火)「大釣り協」から「日本釣振興会」(以降、「日釣振」と称す)、「大阪府釣具工業組合」に連絡する。

↓

- ◎ 同日、「たまや渡船」に大阪市港湾局の担当者が、「立入禁止問題」について口頭説明に来る。「関連」が同席し、立入禁止区域(案)の画像を入手する。

↓

- ◎ 「関連」で、「緊急連絡のお知らせ、ご協力をお願い」の書類を作成する。

↓

- ◎ 「関連」から、その書類を「大釣り協」、全国の各落とし込みクラブ、落とし込み団体へ配信し協力を要請する。

↓

- ◎ 7/30 (水)、「大釣り協」定期理事会に、「関連」から事態の現状報告と協力を要請する。

↓

- ◎ 「大釣り協」から、「全釣り協」「日釣振」「大阪府釣具工業組合」、一部府議会議員、市議会議員、メーカー、メディアに配信し、協力を要請する。

↓

- ◎ 8月上旬、「丸高渡船」に、大阪市港湾局の担当者が「立入禁止問題」について、口頭説明にくる。「全釣り協」、「関連」が同席する。

↓

- ◎ 8月中旬、大阪市港湾局のホームページに、「大阪市港湾施設条例第9条第1項第4項に係る立入禁止区域の指定に関する意見公募について」（以下パブリックコメントと称す）がアップされ、パブリックコメントを募集すると発表される。

↓

- ◎ 8/27（水）、パブリックコメント募集が始まる。

↓

- ◎ 8/28（木）「チヌの稚魚放流事業」の後に、釣り関係者（「全釣り協」、「大釣り協」、「関連」、各波止における主要な釣り人、遊漁船組合長、渡船店、一部メディア）による緊急会議が開かれる。「パブリックコメント開設の情報を広く知らせる。パブリックコメントの投稿」、「乗船名簿記入時に、ライフジャケットの着用を確認し、釣り場での事故が自己責任である事を説明、領収書に相互の確認契約済みであることを、記入したものを用意する」が採択される。

↓

- ◎ 上記の会議後、「関連」において「どうしたら、この現状を広く一般釣り人に、知らせる事が出来るか?」と言う具体案に対して、臨時会議が開かれる。採択されたのは・・・
 - ① ビラを作る
 - ② 釣具店、渡船店にビラを置いてもらい、お客さんに手渡してもらう
 - ③ 大阪全域、兵庫一部、和歌山一部、京都一部、奈良一部の釣具店、渡船店のリストアップ
 - ④ ビラの印刷（1万枚）
 - ⑤ メール便にて一斉郵送
 - ⑥ 実費を関連会費から補う（「関連」代表の採択）
当日より、作業が始まる。

↓。

- ◎ 9/2、「日釣り振・近畿地区事務局」において、「日釣り振・大阪府支部」、「全釣り協」、「大釣り協」、「関連」で対策会議を開く。

↓

- ◎ 9/5、「釣りジャーナリスト協会・定例会」（東京）で、理解と協力を求める。（「全釣り協」・出席）

↓

- ◎ 9月上旬、ビラの一斉郵送。一部釣り具店、渡船店は「関連」、他より説明、協力をお願い。

↓

- ◎ 9月中旬、「関連」から(株)テレマック（メディア）に、携帯電話からパブリックコメントを記入、送信するシステムを依頼。9/12よりup。

↓

- ◎ 9月下旬、各新聞社、テレビ局がこの問題の特集として取り上げる。大きな反響を呼ぶ。

↓

- ◎ 9/21（日）、パブリックコメントが約300通しか集まっていない事に端を発し、「関連」及び関係者で臨時会議を開く。採択されたのは・・・

- ① 9/23（火）、9/24（水）の連休に、各渡船店に張り付いて一般のお客さんに対して自筆での、パブリックコメント記入のお願いをする
- ② それを9/25（木）に集めて、9/26（金）の午前中に大阪市港湾局へ持参する
- ③ 共通のパブリックコメント用紙を作成し、各渡船店においてコピーしてもらう
当日より作業が始まる。

↓

- ◎ 9/24（水）、「大釣り協」定期理事会に、「関連」から現状の報告と、最終活動報告をする。会議にテレビ局の取材が入る。

↓

- ◎ 9/26（金）午前中に、最終活動で集まった約300通のパブリックコメントを、大阪市港湾局へ持参する。（FAXによる送信は、未把握）

↓

- ◎ 同日、パブリックコメントが終了する。

↓

- ◎ 9/29（月）非公式で、大阪市役所8階第二会議室において、市長、港湾局、市議会議員、国交省・近畿地方整備局、「日釣り振」、「全釣り協」、「大釣り協」、「関連」、で質疑、話し合いを行った。その内容は・・・

- ① パブリックコメントの総数は約1300件
- ② ほとんどが反対意見
- ③ パブリックコメントの集計、分析、公表
- ④ （仮称）三者会議（行政、渡船店、釣り人）の実施

↓

- ◎ 10月上旬、市長がこの問題に関して、「安易な実施は避ける。時間をかけてパブリックコメントの分析と、公表をする。関係者との相談（公式意見交換会）」を発表する。

↓

- ◎ 10月中旬、「関連」から各方面、関係者に対して経過報告をする。

↓

- ◎ 10/22、「日釣り振」、「全釣り協」、「大釣り協」、「関連」で、公式意見交換会に向けたテ

ーマ作成。(場所の指定)

↓

◎ 11/10、公式意見交換会の資料提出。解放区要望と解放禁止同意(別図)

↓

◎ 11/16「関連」・緊急総会(事態の経過報告、今後の行政への働きかけ)を開く予定。

↓

◎ 11月下旬～12月初旬、公式意見交換会を公開で開催

↓

◎ 平成21年3月下旬、外部専門家会議を開催予定。

↓

◎ 平成21年4月に結審